

平成二十七年六月二日受領
答弁第二三七号

内閣衆質一八九第二三七号
平成二十七年六月二日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出CV22オスプレイの米軍横田基地配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出CV22オスプレイの米軍横田基地配備に関する質問に対する答弁書

一について

垂直離着陸機MVニニオスプレイ(以下「MVニニ」という。)は、米海兵隊の輸送機として海兵隊部隊の人員・物資の輸送等に従事していると承知しており、また、垂直離着陸機CVニニオスプレイ(以下「CVニニ」という。)は、米空軍の輸送機として米各軍の特殊作戦部隊の人員・物資の輸送等に従事していると承知している。

MVニニとCVニニは同じ推進システムを有し、構造は基本的に共通していると承知しているが、CVニニについては、より脅威度の高い環境やより過酷な気象条件での低高度飛行を遂行するため、対地追従レーダー、戦術通信システムなどの装備を有していると承知している。

二について

米国政府から、CVニニの配備先については、CVニニの任務を踏まえた上で、運用上や訓練上のニーズ、機体整備のための施設が活用できること、十機のCVニニやその要員を受け入れるための地積を有していることなど、

様々な点を総合的に勘案した結果、横田飛行場を選定したとの説明を受けている。

三について

米国政府から、CVニニが日本国内において訓練を行う場所については、主に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二条の規定に基づき我が国が米国に使用を許している施設及び区域のほか、自衛隊の訓練空域等を予定しているとの説明を受けており、お尋ねの平成二十七年五月十四日の衆議院安全保障委員会における中谷防衛大臣の答弁は、かかる趣旨をお答えしたものである。他方、現時点において、米国政府から、これ以上の説明を受けておらず、お尋ねについて具体的にお答えすることは困難である。

四について

CVニニについて、米国政府は平成二十九年後半以降に横田飛行場に配備する予定であるところ、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(平成二十三年条約第四号。以下「特別協定」という。)は平成二十八年三月三十一日まで効力を有するものであることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

MVニニのために必要となる訓練移転の費用を特別協定に基づいて支出したことではないが、MVニニが平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編の実施のための日米ロードマップ」に盛り込まれた訓練移転に支援機として参加した際の費用を特別協定に基づいて支出したことはある。